

情報公開審査会答申の概要

答申第 984 号（諮問第 1210 号及び第 1272 号）

件名：県立 A 高校に係る調査委員会資料等の一部開示決定に関する件

1 開示請求

平成 25 年 7 月 26 日等

2 原処分

平成 25 年 8 月 9 日等（一部開示決定）

愛知県知事（以下「知事」という。）は、別表の 3 欄に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、同表の 4 欄に掲げる部分を同表の 5 欄に掲げる規定に該当するとして不開示とした。

3 異議申立て

平成 25 年 8 月 14 日等

原処分の取消しを求める。

4 諮問

平成 26 年 3 月 24 日

5 答申

令和 3 年 11 月 30 日

6 審査会の結論

知事が、本件行政文書の一部開示決定において、同表の 4 欄に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、県立 A 高校生自殺事案に関する第三者調査委員会（以下「第三者調査委員会」という。）において、県立 A 高校生の死亡事案（以下「本件事案」という。）を調査するに当たっての参考とするため、児童生徒の自殺又は自殺が疑われる死亡事案の調査委員会（以下「調査委員会」という。）において使用された本件事案に関する文書について、愛知県教育委

員会から入手した文書であり、実施機関は、別表の 4 欄に掲げる部分を同表の 5 欄に掲げる規定に該当するとして不開示としている。

(3) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書きからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、条例第 7 条第 2 号該当性について以下検討する。

イ 当審査会において、開示しないこととされた部分である県立 A 高校に係る調査委員会資料一覧の N03 から N048 までの「資料（作成時期）」及び「作成者」の欄（以下「資料一覧」という。）並びに個別案件に係る審議資料及び記録を見分したところ、本件事案において死亡した生徒及びその遺族に関する情報が記載されていることが認められた。そして、これらの情報は、当該生徒やその遺族等といった特定の個人を識別できるもの又は当該生徒の自殺及び学校関係者との関係等といった極めてセンシティブで機微にわたる事実に関する情報であることから、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものといえることができる。したがって、資料一覧並びに個別案件に係る審議資料及び記録は、いずれも条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

また、同号ただし書きに該当する事情も認められなかった。

したがって、資料一覧並びに個別案件に係る審議資料及び記録は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

(4) 条例第 7 条第 6 号該当性について

ア 条例第 7 条第 6 号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、条例第 7 条第 6 号該当性について以下検討する。

イ 実施機関によれば、委員の氏名及び所属、資料一覧並びに個別案件に係る審議資料及び記録を公にすることになれば、調査委員会において、どのようなことが調査され議論されているのか等が明らかになり、個別案件

に係る審議資料及び記録についての調査委員会への提出の有無やその評価等について、当該委員等に対し、関係者等からの質問、苦情、批判等が考えられ、当該調査委員会の審査、検討及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、また、今後、当該委員は、開示されることを意識して、調査委員会における率直な意見の交換を躊躇したり、意見そのものを控えてしまうことにより、当該委員会の適正な判断に支障を生じ、今後の同種の調査委員会の公正かつ円滑な業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとのことである。

(ア) 資料一覧並びに個別案件に係る審議資料及び記録について

当審査会において、資料一覧並びに個別案件に係る審議資料及び記録の内容を見分したところ、その内容は、調査委員会における調査及び議論の内容が明らかとなるものであることが認められた。そして、本件行政文書のうち調査委員会に係る設置要綱を確認したところ、当該要綱によれば、調査委員会が行う調査の内容は公開しないこととされており、調査内容を公開しないことを前提として調査が行われていたものと認められた。

また、本件行政文書のうち文部科学省から発出された児童生徒の自殺が起きたときの背景調査のあり方に係る通知において、調査で入手した個々の資料や情報は慎重に取り扱い、調査の実施主体からの外部への安易な提供や公表は避けるべきとされていることが認められた。

(イ) 委員の氏名及び所属について

当審査会が事務局を通じて確認したところ、調査委員会は児童生徒の自殺又は自殺が疑われる死亡事案が発生した場合について、詳しい背景調査を行う常設の委員会であるとのことであり、また、調査委員会の委員は、就任に当たり、調査委員会が行う調査の内容は公開しない定めのある調査委員会に係る設置要綱を見た上で、氏名や所属を公表しないという説明を受け、その前提で就任を引き受けたとのことである。

(ウ) 小括

これらの事情からすれば、生徒の自殺事案等について調査・検討を行うという事務の性質上、上記(ア)及び(イ)の情報について、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものといえる。

ウ よって、委員の氏名及び所属、資料一覧並びに個別案件に係る審議資料及び記録は、条例第7条第6号に該当する。

(5) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 諮問	2 一部開示決定日	3 対象行政文書	4 開示しないこととした部分	5 開示しないこととした根拠規定
第1210号	平成25年 6月5日	県立A高校に係る調査委員会資料（県立A高校生の自殺事案に関する資料）	・ 委員の氏名及び所属	条例第7条第6号
第1272号	平成25年 8月2日		・ 県立A高校に係る調査委員会資料一覧のN03からN048までの「資料（作成時期）」及び「作成者」の欄	条例第7条第2号及び第6号
	平成25年 8月9日		・ 個別案件に係る審議資料及び記録	